

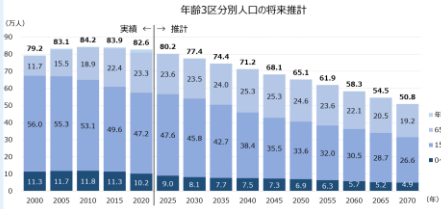
(仮称) 堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針 骨子案



第1章 基本方針策定の背景

(1) 本市の人口推計

○本市の総人口は今後減少し、2030年には80万人、2045年に70万人を下回る見込みである。



※2020年以前は総務省「国勢調査」、なお2005年に旧美原町と合併
2025年以降の将来推計人口は堺市推計

(2) 児童生徒数の推計

- 児童生徒数は減少傾向にあり、将来推計においても減少が続く見込みである。
- 2030年には児童数は35,000人、生徒数は18,000人を、2045年には児童数は31,000人、生徒数は16,000人を下回る見込みである。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級除く）、なお2005年に旧美原町と合併
2030年以降の将来推計人口は堺市推計

(3) 学級数の推計

- 学級数は減少傾向にあり、将来推計においても減少が続く見込みである。
- 2030年には小学校は1,200学級、中学校は500学級を、2045年には小学校は1,100学級、中学校は450学級を下回る見込みである。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級除く）、なお2005年に旧美原町と合併
2030年以降の将来推計人口は堺市推計

(4) 国の動向

- 文科科学省は、平成27年に手引を策定し、適正規模・適正配置等の基本的な考え方を示した。
- 「令和の日本型学校教育」を推進するため、令和7年に調査研究協力者会議（以下「有識者会議」）が設置され、児童生徒の教育条件の改善の観点から学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること等基本的な考え方が示された。
- 有識者会議のまとめを基に、令和8年8月に、文科科学省策定の平成27年手引の改訂が行われた。

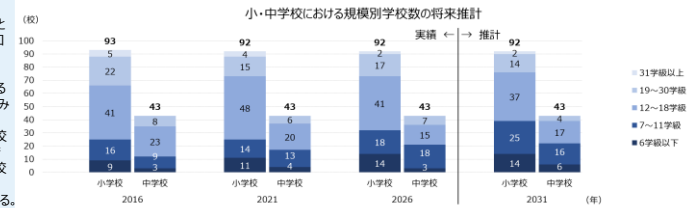
(5) 本市の取組

再編年度	再編後の校名	再編実施校
平成17年度	はるみ小学校	晴美台小学校・晴美台東小学校
平成19年度	新湊小学校・湊西小学校	湊小学校・湊西小学校
平成25年度	泉北高倉小学校	高倉台小学校・高倉台西小学校
平成30年度	原山ひかり小学校	原山台小学校・原山台東小学校

第3章 学校規模

(1) 学校の規模別学校数の推計

- 法令や文科科学省の手引において標準的な学校規模とされる12～18学級を下回る11学級以下の学校が増加している。
- 11学級以下でありクラス替えができない学年がある学校は、2026年には32校で全92校の3割超を占めているが、2031年には39校で全92校の4割超を占める見込みである。
- 標準的な学校規模を下回る中学校は、2026年の21校から2031年には22校とほぼ横ばいで推移する見込みである。しかしながら、その内訳を見ると、6学級以下の学校が増えるなど、小規模化の進行が見込まれる。
- 19学級以上の学校もみられ、学校規模の差が生じている。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級除く）
2030年以降の将来推計人口は堺市推計

(2) 学校規模適正化の観点

- 文科科学省の手引では、学校規模に応じて、次の特徴が示されている。

小規模の学校	一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 意見や感想を発表できる機会が多くなる。 クラス替えが全部又は一部の学年でできない。 クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない。
大規模の学校	学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
標準規模の学校（統合効果）	良い意味での競い合いが生れた、向上心が高まった。 以前よりたたくようになった、教師に対する依存心が減った。

※それぞれの特徴は、文科科学省の手引から引用

- 上記の特徴を踏まえ、次の観点から学校規模の適正化に取り組む。

観点① 教育環境の充実	児童生徒が多様な価値観や考え方に触れ、豊かな人間関係の中で活力ある教育活動を展開できる学校規模とする。
観点② 指導体制の充実	学校運営上、望ましい教職員体制の構築が可能な学校規模とする。
観点③ 適切な学校運営	組織的かつ効果的な学校運営を行うことができる学校規模とする。

(3) 適正規模の範囲

- 学校規模の区分は、法令や文科科学省の手引に示されている学校規模の標準や望ましい学級数を基準とし、本市の実情を踏まえて、小学校12～24学級、中学校9～24学級の学校を適正規模校とし、その範囲を下回る学校を小規模校、上回る学校を大規模校として捉える。

区分	学校	小学校	中学校
小規模校（※1）	11学級以下	8学級以下	
適正規模校（※2・※3）	12～24学級	9～24学級	
大規模校（※4）	25～30学級	25～30学級	
過大規模校（※4）	31学級以上	31学級以上	

※1 文科科学省の手引（抜粋）
小学校では、まず適式学級を確保するために少なくとも1学年16学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能とし、学習活動の特長に応じて学級を拡大縮小し、同学年に複数学級を配置する場合には1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものとされます。
中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数学級を配置し、同学年に複数教師を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。
また、同一教科の免許を保有している教師を複数配置する場合は、少なくとも2学級以上を確保することが望ましいものとされます。

※2 学校教育法施行規則第16条、小学校学級数、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地形や道路その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第19条、第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第56条までの規定は、中学校に準用する。（以下省略）

※3 義務教育諸学校等の施設費の算定方法等に関する法律施行令
第4条、法第3条第3項第4号の施設費の算定に当たっては、次に掲げるものとする。
一 学級数が、小学校及び中学校においてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校においてはおおむね18学級から27学級までであること。
（以下省略）

※4 25学級以上の学級数の小学校及び中学校又は24学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校を統合する場合においては、両学校18学級以上とある（以下24学級以上）とある場合は、27学級とあるものを36学級とする。
※4 文科科学省の手引（抜粋）
文科科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校として、（以下省略）

第4章 学校配置

(1) 基本的な考え方

- 通学距離・時間や通学路の安全性を考慮し、通学に伴う身体的・心理的負担の軽減を図る。
- 教育的観点に加え、地域との関係性や地域活性化にも配慮し、総合的に判断する。

(2) 通学距離及び時間の基準

- 文科科学省の手引を踏まえ、通学距離は、小学校4km以内、中学校6km以内を目安とし、通学時間は1時間以内となるよう配慮する。ただし、地形や道路状況、通学路の入り、交通事情等の校区特性を十分考慮する。
- 通学路の安全確保及び見守り体制の充実により、安全・安心な通学環境の確保を図る。

(3) 通学区域（地域）との関係

- これまでの学校設置の経緯や交通インフラの整備状況、地域の成り立ち等の背景を踏まえる。
- 通学区域の見直し等に当たっては、地域コミュニティへの影響も考慮し、全体的な視点から総合的に判断する。

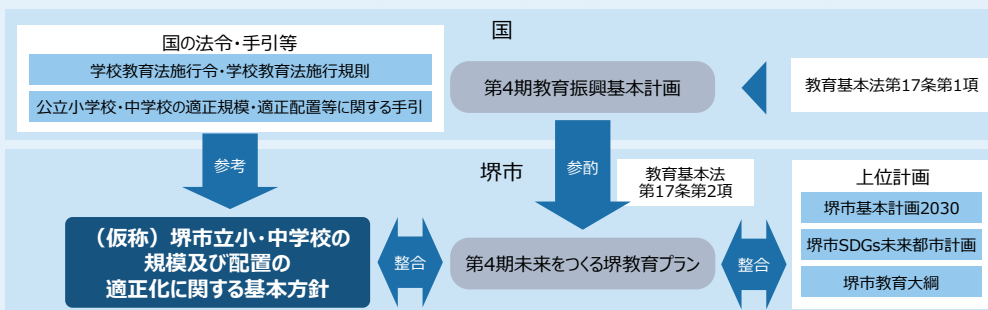
第2章 基本方針の策定の目的と位置づけ

(1) 基本方針策定の目的

- 将来推計を鑑み、児童生徒にとってより良い教育環境の充実をめざす。
- 学校規模及び配置の適正化に関する方向性と方策を示し、保護者・地域住民等と共有する。

(2) 基本方針の位置づけ

- 第4期未来をつくる堺教育プランに基づき、児童生徒数の減少や一部校区での増加に対応し、学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方向性と方策を示す。



(仮称)堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針 骨子案

第5章 めざす姿

- 学校は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めること等を通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付ける重要な場である。そのため、教育を十全に実施するためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいと考えられる。
- 本市立小・中学校においては、「それぞれの世界へはたぐ「界っ子」」をめざし、自ら学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自分の人生や社会で生かすことのできる幅広い力を身に付けるため、より良い教育環境の充実を図る必要がある。
- 本市が実施する小・中学校の公教育においては、居住する地域にかかわらず、すべての児童生徒に等しく学習機会を保障し、教育の公平性を確保することが求められる。一方で、児童生徒数の推移に表れているとおり、特に小学校の小規模化は喫緊の課題である。
- 学校規模及び配置の適正化は、単に学校規模等の見直しを目的とするものではなく、すべての児童生徒がより良い教育環境の中で学び、成長するための基盤を整備する重要な課題の取組である。一定の児童生徒数や学級数を将来にわたって確保し続け、多様な学びや人との出会いが生まれる教育環境の実現をめざす。

第6章 学校規模及び配置の適正化の方策

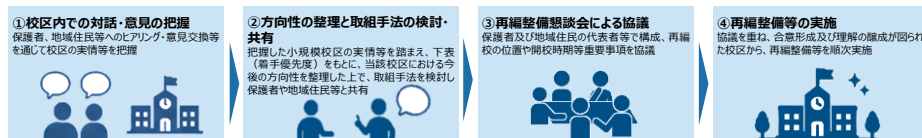
(1) 取組の基本的な考え方

- 6学級以下（全学年単学級）や児童数の少ない小・中学校が増加していることを踏まえ、本市における学校規模適正化の取組は、小学校を優先的に進めることを基本とする。
- 中学校については、小学校と連動して全体像を描きながら進める必要があるため、小学校の取組と整合性を図りながら進める。
- 学校規模が小さいほど、一般的に教育活動や学校運営への影響が大きくなることを踏まえ、学校規模（支援学級を除く通常の学級数）を基本指標として優先度を設定する。

(2) 取組手法

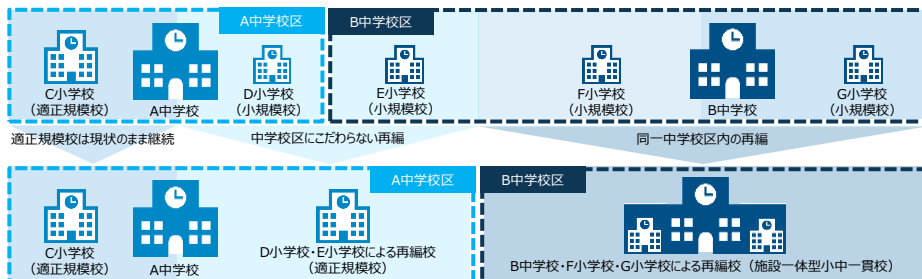
- 小規模校については、教育上の課題や校区の実情等を踏まえ、再編整備や通学区域の見直しを基本的な手法とし、対象校区の方々と丁寧に対話を重ね、理解と協力を得ながら進める。
- 校区の実情に応じ、小中一貫教育（施設一体型小中一貫校、義務教育学校等）の導入や特認校制度の活用など、多様な手法についても検討する。
- 学校規模及び配置の適正化を進めるに当たっては、単に再編の実施のみを前提とするのではなく、学校規模の状況、教育上の課題、校区特性及び将来見通し等を踏まえ、複数の方策を比較検討し、校区の実情に応じた最適な手法を選択する。
- 大規模校については、教育活動や学校運営の状況を踏まえ、まずは施設整備等による対応を基本とする。なお、施設整備等による対応のみでは課題の解消が困難な場合は、通学区域の見直し等も検討する。
- 再編校の位置や開校時期、校名、通学の安全確保に関する事項等、再編整備に係る重要な事項について協議を行うため、保護者の代表者や地域住民の代表者、学校教職員等で構成する「再編整備懇談会」を開催する。

取組の流れ（例）



着手優先度	将来的な学校規模・状況の目安	学校規模	考え方
優先度Ⅰ	6学級以下 (全学年単学級)	小規模校	更なる小規模化による教育上の課題が生じる可能性が非常に高い状況にあることから、最優先で具体的な検討に着手する。
優先度Ⅱ	一部の学年で クラス替えができない状況	小規模校	小規模化により教育上の課題が生じる可能性が高い状況にあることから、優先度Ⅰに次ぐ対象として具体的な検討を進める。

※中学校の規模適正化についても、小学校における優先度に基づいて取組む。
※大規模校については、教育活動や学校運営に関するデータを収集・分析し、その結果を踏まえ必要な対応を検討する。現状の教育環境が適切に維持されている場合には、現行の体制を継続することも含めて判断する。



第7章 学校規模及び配置の適正化に係る留意事項

(1) 児童生徒及び保護者の視点

- 学校は教育の拠点であることを踏まえ、児童生徒にとってより良い教育環境の充実は最優先とする。
- 再編や通学環境の変化に伴う児童生徒及び保護者の不安や負担の軽減に努める。
- 保護者間交流や情報提供等により、児童生徒の円滑な学校生活への移行を支援する。



(2) 地域の視点

- 地域の文化的活動や、地域が担う児童生徒の見守り活動等の継続性に与える影響を踏まえ地域との連携を重視する。
- 学校が地域コミュニティの拠点として果たしている役割に十分配慮する。
- 保護者・地域・学校の十分な協議を行い理解と協力を得ながら進める。



(3) 児童生徒の意見

- 児童生徒にとってより良い教育環境の充実を図るため検討段階に応じた意見を聴取する。
- 意見聴取に際しては、年齢や発達段階を踏まえ内容や時期・方法について十分に検討する。



(4) 安全・安心な通学路の確保

- 通学距離や通学時間等、通学路の変化に伴う児童生徒の安全確保を最優先とする。
- 保護者・地域・学校・関係機関と連携し安全・安心な通学環境の確保に取り組む。
- 通学環境の実態を踏まえ、通学支援策も必要に応じて検討する。



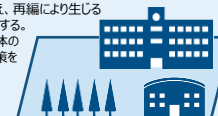
(5) 再編校の施設整備

- 再編校については、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に必要な施設整備を行う。
- 既存施設の有効活用や長寿命化を踏まえ効率的・効果的な整備を進める。
- 学校施設は地域防災の拠点等であることを踏まえ多面的な役割にも配慮する。



(6) 学校跡地の利活用

- 学校は地域活性化の拠点であることを踏まえ、再編により生じる学校跡地については、有効な利活用を検討する。
- 地域ニーズや地域特性に配慮しつつ、市全体の視点から、関係部局と連携しながら活用方策を検討する。



第8章 基本方針の推進及び検証

(1) 行動指標

- 学校規模・配置の適正化に取り組むに当たり、次のとおり行動指標を設定する。

行動指標

全部の学年及び一部の学年でクラス替えができない小学校全校の校区実情を把握し、取組手法の検討に着手。

- ※新たに一部の学年でクラス替えができない状況となった小学校は、当該年度中に着手する。
- ※取組状況を毎年度教育委員会へ報告し、評価を受ける。

(2) 基本方針の見直し

- 児童生徒数の動向や社会情勢の変化、教育制度の改正、教育委員会の評価等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- PDCAサイクルに基づき、取組状況を継続的に検証・評価し、必要に応じて本方針を見直す。

①計画【Plan】

本方針に基づき取組手法等の計画を立てる。

④改善【Action】

評価結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しや改善を行う。

②実行【Do】

再編整備懇談会を開催し必要な対応について協議する。

③評価【Check】

進捗状況を教育委員会に報告し取組状況について評価を受ける。

